

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

孫に対する教育資金の贈与

Q : 今年度の税制改正では、祖父母から孫への教育資金の贈与が非課税になるそうですが、どのようになるのですか？

A : 4月1日からの贈与で一定のものは、1,500万円まで非課税になります。

【解説】

今年度の税制改正では、祖父母から孫への教育資金の一括贈与に付き、1,500万円まで非課税とする措置が創設されます。

概要は次のとおりです。

①受贈者

孫

②贈与者

祖父母

③贈与の方法

金融機関の口座を経由した一括贈与

④要件のチェック

金融機関が支払った費用に係る領収書をチェック

⑤贈与の終了

受贈者が30歳に達する日に口座は終了となり、口座にある残額については、その日に受贈者が贈与を受けたものとして贈与税が課税される。

⑥受贈者が死亡した場合

受贈者が死亡した場合は、その口座の残額に対して贈与税は課せられない。

⑦適用時期

この制度は平成25年4月1日から平成27年12月31日までに拠出された教育資金に適用される。

